

岩手県教育委員会告示第3号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり岩手県指定無形民俗文化財を指定する。

令和2年4月7日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

指定番号	名称	保持団体
無民第48号	八木巻神楽	八木巻神楽保存会